

東京ビルメンテナンス政治連盟

私たち東京ビル政連は、ビルメンテナンス業の発展を促進させるため、要望活動や情報交換、連携を密に、適切な活動を行っています。



雇用保険の適用拡大について（情報提供）

東京ビルメンテナンス協会が発行している広報誌「ネットワーク東京」12月号に掲載された、下記の記事のとおり、平成29年1月1日より雇用保険の適用が拡大されます。適用拡大の対象者は平成29年3月31日までに近所のハローワークに取得届を提出してください。



雇用保険の適用が拡大されます

文：相談委員 澤田 正昭

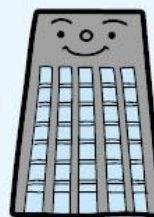
現在、65歳未満から継続して雇用されていた従業員は65歳を超えても被保険者として継続できますが（高年齢継続被保険者）、65歳以上の従業員を、新たに雇用したときは、雇用保険の被保険者になることが出来ません。

しかし、平成29年1月1日からは年齢条件がなくなり、適用されることとなります。

これまでも65歳以上で採用されて雇用保険の適用ができなかった従業員が平成29年1月1日以降も継続して雇用される場合は平成29年1月1日付けで、また平成29年1月1日以降新たに雇用されたものは採用された日付で雇用保険の資格取得届をハローワークに提出することとなります。

適用条件としては、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある者となっています。

この適用拡大の対象者（65歳以上の雇用で適用除外となっていた従業員）は平成29年3月31日までに取得届を提出してください。



65歳以上
雇用保険適用
2017年1月1日～



東京ビルメンテナンス協会 HP

<http://www.tokyo-bm.or.jp/index.html>

広報誌12月号（P35 何でも相談コーナー）

<http://www.tokyo-bm.or.jp/kouhoushi/pdf/2016NT12forWeb.pdf>